

屋久島森林施業計画にみる地元住民の森林に対する要望

王 智弘 (東京大学大学院) ・ 安部竜一郎 (四国学院大学)

明治12年の地租改正に伴う土地官民有区分によって屋久島は森林のおよそ×割が国有林に組み入れられた。この措置に対する地元の反発は、明治37年の国有林下戻訴訟に発展し、大正9年の住民敗訴と続く翌年の「屋久島国有林の経営の大綱」—俗に言う「屋久島憲法」—提示によって一応の収束をみた。

この屋久島憲法によって、行政は国有林の施業において地元への配慮を行うこととなった。その主たる内容は、地元住民の発展にする施業計画の策定である。具体的には、国有林中の前岳に特別な作業地域を設けて、自家用薪炭材の譲渡や稼業用の薪炭材の特売によって便宜を図ることや、地元民の就業を誘導することであった。この制度は今日に至っても踏まえている。例えば、第5次施業計画案中には、「本計画区の国有林野は、広範囲に分布し、従来から国有林やの所在する地域に対しては、分収造林の設定をはじめ、共有林野の設定及び貸付、使用等による、地元住民の生活の向上と福祉の増進につとめてきたところである。本地域における国有林野と地元社会との関係は、その歴史的経緯から緊密なものがあり、今後とも「国有林野の活用に関する法律」等の適切な運用等を通じ、地域産業の発展と地元経済の助長に寄与するための地元施策を推進することとする」と書かれている。

一般に島社会は同質のイメージが強いが、屋久島は必ずしもそうではない。各集落の営みにはそれぞれ特徴がある。例えば、屋久町の安房ではトビウオ漁が主流であるが、上屋久町の一湊では古くはカツオ、近年ではサバ漁が主流であった。そのような一様ではない離島社会における森林とのかかわりの変遷を、国有林施業に対する地域社会の意見や要望からの把握を試みた。国有林施業案の計画樹立に際して地元意見の聴取が行われる。一例として、第五次施業計画案の樹立に際して、1986(昭和

表1 国有林施業の変遷

名称	編成年	実行期間
第1次施業案	大正9・10年	大12～昭7
第1次検定	昭和6年	昭8～昭17
第2次検定	昭和16年	昭18～昭27
暫定案	昭和24年	
第4次経営案	昭和26年	昭28～昭37
第1次経営計画	昭和32	昭33～昭36
第2次経営計画	昭和36	昭37～昭41
第3次経営計画	昭和41	昭42～昭44
第1次地域施業計画	昭和44	昭45～昭46
第2次地域施業計画	昭和46	昭47～昭51
第1次変更計画	昭和47	
第3次地域施業計画	昭和51	昭52～昭56
第4次地域施業計画	昭和56	昭57～昭61
第5次地域施業計画	昭和61	

表2 第5次地域施業計画樹立に際した地元機関からの要望

共用林組合	項目	要望事項
宮之浦	伐採箇所確保	新植造林事業のための立木処分
永田	施業見合わせ	二度に亘る災害について、一部住民グループは裁判係争中のため、施業計画から除外
一湊	薪炭供給箇所の調査結果と爾後処置	仲買組合鯖節製造用の薪の供給他
楠川	新植造林事業のための立木処分箇所の確保	新植造林事業のための立木処分
志戸子	立木伐採、払下げ箇所の推進	稼用の立木伐採と払い下げ、跡地の分収造林
吉田	薪の供給用としての共用林の伐採	鯖節製造業者からの共用林の伐採希望
楠川	伐採可能箇所の5次計画繰り入れ	石塚国有林7林班の伐採可能箇所の繰り入れ
小瀬田		伐採箇所がないので要望なし

61)年に提出された上屋久町8地区の要望を表2に記す。先述した「屋久島国有林の経営の大綱」にしたがった措置と推測されるが、この時の各集落の意見・要望を検討することで、一様ではない地域性から生じる森林へのニーズと、森林に対する住民意識の変遷を明らかにする。